

こんにちは
よろずんです



障がい者相談支援事業所 よろずん

指定特定相談支援事業・指定障害児童相談支援事業所

- ・障がい福祉サービスを利用したい
- ・利用するサービスの計画を立てたい
- ・どんなサービスを使っていいのかわからない
- ・障がいのことで心配事や悩み事がある・・・・・・・・などなど

このような、障がいに関するご相談を長沼町内、またその近隣の市町村にお住まいのご本人、ご家族からお受け致します。相談は基本的に無料です。よろずんは守秘義務を厳守しますので安心してご利用下さい。

開所時間 土日祝日除く 平日8：30～17：30

電話番号：0123-88-0155

専用携帯電話番号：080-9619-0477

e-mail：soudanshien@yofu.jp

※ ご本人、ご家族との訪問面談を行っている為事業所が不在のことが多いです。専用携帯電話の方が繋がりが易くなっていますのでそちらにお電話いただくと有り難いです。

FAX番号 0123-88-2047

住所 〒069-1455 夕張郡長沼町東5線南4番地

社会福祉法人長沼陽風会 施設敷地内

敷地内に併設しております。敷地内入って右側にある黄色い建物内によろずん事務所があります。

～事業所名よろずんの由来について～

よろずんは、「よろず相談」をしたい。つまりどんな相談も親身にお受けしたいとの気持ちから付けさせていただきました。柔軟且つ適切な相談支援を行えるように日々努めています。宜しくお願い致します。



《障がい者相談支援事業所 よろずんの支援内容と役割》

① 基本相談支援

障がいのある方、ご家族等からの相談に応じて、以下のお手伝いを総合的にします。

- ・必要な情報提供
- ・助言
- ・福祉サービスとの連絡調整

② 指定特定相談支援事業（サービス等利用計画の作成）

障害福祉サービスを利用する全ての方を対象に相談支援専門員が以下を行います。

- ・サービス等利用計画作成に必要な契約と面談
- ・サービス等利用計画（案）、サービス等利用計画の作成
- ・サービス担当者会議の招集、実施
- ・定期的なモニタリング（計画の見直し、変更等）

③ 指定障害児相談支援事業（障害児支援利用計画の作成）

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）の利用申請にあたって、相談支援専門員が以下を行います。

- ・障害児支援利用計画の作成に必要な契約と面談
- ・障害児支援利用計画（案）、障害児支援利用計画の作成
- ・サービス担当者会議の招集、実施
- ・定期的なモニタリング（計画の見直し、変更等）

※ また、障害児通所支援と合わせて「短期入所」、「訪問介護」等の居宅系福祉サービスを利用される方については、一体化して「サービス等利用計画」を作成します。対象になる方は、直接お問い合わせいただければ、詳しくご説明致します。

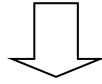
☆ よろずんは長沼町より相談支援事業の委託を受けています。福祉サービス等に関するご相談や計画作成業務以外にも、障がいに関する幅広い相談受付を行っています。また、長沼陽風会のサービス利用に関するお問い合わせ窓口にもなっています。お気軽にお電話ください。



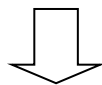
《障がい福祉サービス利用の流れ 長沼町》

□ 新規利用希望者の方

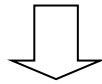
①町の窓口（りふれ保健福祉課）に障がい福祉サービスの支給申請を行い、「利用計画提出依頼書」を受け取る。



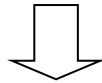
②相談支援事業所にて「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」作成にあたって必要な利用契約と面談を行う。



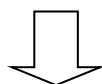
③相談支援事業所が「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」を作成し、町保健福祉課に提出する。



④受給者証が発行される。受給者証発行されしだい相談支援事業へ連絡する。相談支援事業所では、サービス提供事業所が集まったのサービス担当者会議が開かれる。



⑤相談支援事業所が「サービス等利用計画・障害児支援利用計画（案じゃないもの）」を作成し町保健福祉課に提出する。




⑥各サービス提供事業所にて（本人への）サービスが開始される。

□ 福祉サービスをすでに利用している方

すでに障がい福祉サービスを利用されている方の計画作成についても基本的に上記の新規利用の方の流れと大差ありません。町保健福祉課で優先順位を決め、段階的に行っているところです。対象の方には、町保健福祉課より計画作成の話があるかと思われます。H26年度末までには、全障がい福祉サービス利用者に対して計画作成が行われる予定です。





《障がい者相談支援事業所よろずんのあゆみ》

平成24年4月1日 指定特定相談支援事業所開設

平成25年4月1日 指定障害児童相談支援事業所開設

【アクセスマップ】



平成25年3月1日現在

《職員の紹介》

笠山義広 管理者兼相談支援専門員（社会福祉士・精神保健福祉士）
現在職員一人で事業を行っています。「どんな相談でも柔らかい姿勢で」
をモットーに相談支援を行っています。面談日等につきましては、ご本人
様・ご家族様の希望に添えるように調整して参ります。よろずんを宜しく
お願い致します。